

			受 付 番 号	
校 長	教 頭	係 員	処 理	
			年 月 日	
下記の理由に該当するため佐世保市立学校使用規則第12条により実費を免除する。 ☐ 佐世保市の児童生徒が社会体育を目的として使用する時 ☐ 学校運営上必要があると認める行事に使用する時 ☐ 施設長が特別の理由があると認める時。(理由:)				

佐世保市立学校施設使用許可申請書				
年 月 日				
佐世保市立 学校長(園長)様				
申請人 氏 名 印				
佐世保市立学校使用規則を遵守のうえ、下記のとおり申請します。				
記				
1 使用の日時 年 月 日 自 時 分 至 時 分				
2 使用の目的				
3 使用の施設 佐世保市立 学校 ☐ 体育館 (全面 半面) ☐ 講 堂 (全面 半面) 半面利用は、電気も半面点灯利用となります。 ☐ 運動場 ☐ 教室 ☐ その他 ()				
4 団体名並びに責任者氏名及び住所等 団 体 名 責任者氏名 住 所 佐世保市 町 番 号 電話番号				
5 参集人員 名(うち小・中学生 人)			6 参加料等の有無 有 無	
7 電気使用の有無 有 無		8 会場の取締り及び管理方法		
9 大会等に利用の場合の開催要領等の有無 有 無 (「有」の場合は添付して下さい。)				
許可条件 1 使用者は施設に損害を加えてはならない。 2 使用者は使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。 3 使用者は施設に無断ではり紙をし又は釘類を使用したりしてはならない。 4 使用者は施設の無断変更をしてはならない。 5 使用者は学校敷地内で喫煙をしてはならない。 6 使用者は施設の使用を終った場合は直ちに原状に復し消灯・清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。 7 使用者は自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。 8 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。 9 小学校の施設の利用者は、鍵の受渡しの際に許可書を提示しなければならない。 10 使用に際し特に付した条件				

許可第

号

佐世保市立学校施設使用許可書

年 月 日付佐世保市立学校使用許可申請に関し、下記の条件を付し許可します。

記

- (1) 使用者は、施設に損害を加えてはならない。
- (2) 使用者は、使用許可以外の施設を無断で使用したりしてはならない。
- (3) 使用者は、施設に無断ではり紙をし又は釘類を使用したりしてはならない。
- (4) 使用者は、施設の無断変更をしてはならない。
- (5) 使用者は、学校敷地内で喫煙をしてはならない。
- (6) 使用者は、施設の使用を終った場合は直ちに原状に復し消灯・清掃及び火気の始末を確実にしなければならない。
- (7) 使用者は、自己の責任において上記各項を参集者に遵守させなければならない。
- (8) 使用者が故意又は過失によって施設に損害を加えたときは原状回復又は賠償をしなければならない。
- (9) 小学校の施設の使用者は、鍵の受渡しの際に本許可書を提示しなければならない。
- (10) 使用に際し、特に付した条件

年 月 日

佐世保市立

学校長（園長）

様

○使用時にこの許可書を学校長（園長）に提示してください。